

土曜日を活用した教育の在り方について

(まとめ)

平成24年2月

土曜日を活用した教育の在り方検討会議

目 次

1	検討の趣旨	・・・	1
2	学校週5日制における教育活動等の現状と課題について		
	(1) 地域社会における体験活動等の状況	・・・	1
	(2) 学校における教育活動等の状況	・・・	2
	(3) 土曜日における子どもの生活実態	・・・	4
	(4) 保護者の意識	・・・	6
	(5) 教員の勤務実態・意識	・・・	8
	(6) 学校週5日制における教育活動等の現状を受けて	・・・	11
3	土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動の推進について		
	(1) 基本的な考え方について	・・・	11
	(2) 取組の方向性について	・・・	12
	ア 土曜日における地域での体験活動等の充実について	・・・	13
	イ 土曜日における学校教育の在り方について	・・・	15
	ウ 教員の勤務環境の改善について	・・・	18
	(3) 取組の推進に当たっての留意点について	・・・	20
	ア すでに土曜日に取り組を実施している団体等との調整	・・・	20
	イ 社会教育と学校教育の連携	・・・	21
	ウ 学校、家庭、地域の相互理解	・・・	21
	エ 府立高校での取組	・・・	21
	オ 府立特別支援学校での取組	・・・	22
4	今後の展開について	・・・	22
	おわりに	・・・	23

(附属資料)

- ・ 開催経過
- ・ 「土曜日を活用した教育の在り方検討会議」委員名簿及び設置要綱
- ・ 検討会議資料
 - 土曜日における教育活動等の現状
 - 平成23年6月実施アンケート結果
 - 分科会まとめ
 - まとめ骨子

1 検討の趣旨

平成14年度からの学校週5日制完全実施により、土曜日における教育活動の在り方の転換が図られ、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子どもたちに「生きる力」をはぐくむという趣旨のもと、各地域で様々な取組が進められてきている。

しかしながら、学校週5日制の完全実施から約10年が経過した今日、学校週5日制の理念が府内各地域でどのように実現しているのかを検証する時期にさしかかっているといえ、子どもたちの生活実態を踏まえ、改めて、土曜日における教育の在り方を検討することが求められている。

一方で、この10年間で新たな理念を規定した教育基本法の施行や学習指導要領の改訂、経済・雇用情勢をはじめ社会状況の変化など、家庭や子どもたちを取り巻く環境が大きく変化してきている。このような環境の変化も十分に踏まえて、子どもたちにこれからの京都、さらには、日本の社会を担う人材として必要な力をはぐくむという視点を持ち、検証・検討することが必要である。

府教育委員会では、昨年1月に策定した『京都府教育振興プラン』において、「生きる力」を具体的に「展望する力」、「つながる力」、「挑戦する力」の3つの「はぐくみたい力」として示し、施策を推進されているところである。

このようなことから、土曜日を活用した教育の在り方の検討に当たっては、教育活動の状況や子どもの生活実態等を踏まえるとともに、府教育振興プランに示された「はぐくみたい力」を育成するという観点から、従来の学校教育、社会教育という枠を越え、社会全体でいかに土曜日を活用することが求められるかについて検討することとした。

2 学校週5日制における教育活動等の現状と課題について

(1) 地域社会における体験活動等の状況

平成14年度の学校週5日制の完全実施以降、地域社会や家庭と学校が連携して、子どもたちが様々な体験活動ができる環境づくりが府内の各地域で進められてきている。

府内全体で見ると、土曜日や平日の放課後に地域の小学校や公民館などを会場として、子どもたちが自然体験や昔遊び、学習活動などの様々な体験活動を行う「京のまなび教室」などの取組が、すべての市町村で実施されている。

また、府教育委員会が昨年度実施された調査によると、このような取組が府全体で約3,000回実施され、延べ約129,000人が参加しているという状況である。

さらには、高校の施設を地域に開放し、高校生も関わりながら小・中学生や地域住

民と体験活動や学習活動などを行う「府立高校サタデー広場」の取組が、ほぼすべての府立高校で実施されてきた。

このような体験活動の取組とともに、府内各地域では、市町（組合）教育委員会、体育協会が主催するスポーツ教室や、地域の団体が行うスポーツ少年団などでのスポーツ活動が実施され、種目ごとに地区や市町村、府レベルでの大会が実施されている。

また、府内で「総合型地域スポーツクラブ」が37クラブ、府立高校を活用した「開放型スポーツクラブ」が10クラブ設立されており、学校のグラウンドや体育館を利用して、地域住民と子どもたちが交流しながらスポーツを行う取組も広がってきている。

このような状況を見ると、府内では地域社会における体験活動等の取組は盛んに実施されており、子どもたちが体験活動やスポーツ活動を通じて「生きる力」を身に付ける環境は整備されていると考えられる。また、このような活動には子どもだけでなく、保護者も一緒に参加しているものも多く、家庭の教育力の向上にもつながっているものといえる。

一方で、府教育委員会が平成17年度に保護者を対象に実施した調査では、子どもたちが地域の体験活動に1回以上参加したことがある割合は、小学生では4割程度、中学生では2割程度にとどまっているという結果も出ている。

この調査結果も踏まえると、府内の各地域で様々な形で取り組まれている活動は、充実、定着していると考えられるが、これらの取組が子どもたちの「生きる力」の育成に効果的に結びついているのかについては、改めて子どもたちの土曜日の生活実態等を把握し、詳細に検討する必要がある。

(2) 学校における教育活動等の状況

府内の各学校においても、学校週5日制の完全実施後、授業に位置づけられない様々な取組が実施されている。

一方で、平成20年度に示された新学習指導要領で授業時数が増加することとなるが、各学校では、学校週5日制のもと従来実施してきた運動会や文化祭などの学校行事と増加する授業時数の確保に向けた様々な工夫が行われている。

ア 休業日（土曜日等）における補習や体験活動の取組

府教育委員会が平成22年度に実施した調査によると、府立高校については、87%が休業日（主に土曜日）に学習活動を行っており、その内容は教科・科目の補習が中心であるが、自学自習、国家試験や資格取得のための準備など、多様な取組が行われている。また、全校生徒による参加をはじめ、一部の学科・コースあるいは希望者による参加など、実施形態や頻度も学校によって異なっており、高校においては地域の実態や生徒の興味・関心、進路・適性に応じた特色ある取組が定着している。

次に、府内の公立中学校（京都市を除く）では約13%が休業日（主に土曜日）に

補充的な学習を行っており、その回数は学校の実態や状況によるが、学期に1～2回定期テスト前に実施したり、3年生を対象として毎週土曜日に基礎学力の定着を図る取組を実施しているところもある。

また、府内の公立小学校（京都市を除く）においても約13%が休業日（主に土曜日）に体験的な学習を行っており、その内容は学校教育活動であったり、PTAや地域と連携した取組であったりと様々であり、その頻度も、月に1回程度、あるいは学期に1回程度と学校によって異なる。

イ 授業時数の確保

先に述べたように、学校では、学校教育法施行規則に示された標準授業時数の確保とともに、必要な学校行事が実施できるよう様々な取組が行われている。

例えば、標準授業時数の週当たりの平均より1時間多く設定したり、学校行事等の精選や長期休業期間中に家庭訪問等を実施するほか、始業日や終業日における授業の実施等、教育課程を工夫するなど、授業時数の確保に取り組んでいる。また、個々の教員においても授業実施予定時数を意識した計画を立て、週ごと、月ごとの授業実施時数の綿密な進行管理を行うといった工夫がなされているが、その一方で、平日に教材研究の時間があまり設けられないなどの課題も見受けられるところである。

このような学校での取組と併せて、市町（組合）教育委員会によっては、長期休業に係る管理運営規則を改正し、長期休業を短縮することにより、必要な授業時数の確保に取り組んでいるところもある。

ウ 平日における授業時数の組立

小・中学校において月曜日から金曜日までの5日間に実施できる授業（小学校では45分、中学校では50分）は、1日当たり6時間授業で編成した場合で最大30時間である。先に見たように、市町村や学校で授業時数の確保に向けた取組が進められており、例えば、今年度に府教育委員会が実施した調査では、府内の小学校の約18%で1年生の週当たり授業時数が26時間以上実施されている状況にある。このような学校では、少なくとも週のうち1日が6時間授業、4日間は5時間授業が実施されていることとなる。授業計画を立てる際には、児童の集中力や体力を考慮した学習内容とするなどの工夫がなされているが、特に低学年において子どもの発達段階を考慮した授業時数の組立が困難な場合が見受けられる。

新学習指導要領では、小・中学校で標準授業時数が週1～2時間増加することとなるが、このような状況を踏まえると、子どもの発達段階や学年に応じた適切な授業時数の組立ができるよう、土曜日も含め1週間における授業時数の配分を工夫することも必要であると考えられる。

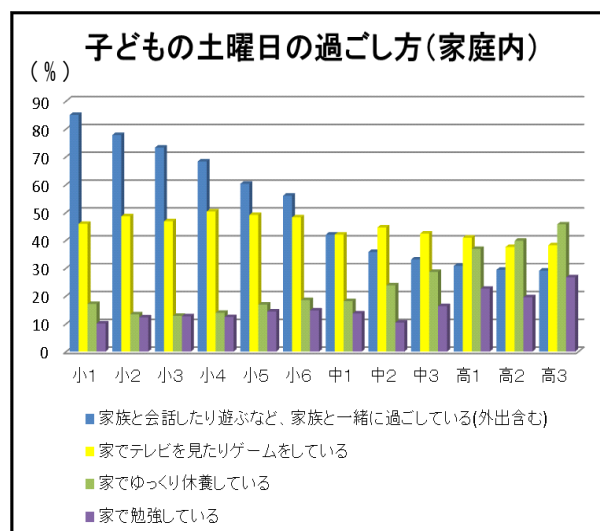
(3) 土曜日における子どもの生活実態

土曜日における子どもの生活実態等を把握するため、府内の小・中学校及び府立高校、特別支援学校の児童生徒の保護者、教職員を対象として平成23年6月に実施したアンケート調査結果を基に、現状について、述べることとする。

なお、アンケート調査結果の詳細については、附属資料「平成23年6月実施アンケート結果」を参照されたい。

ア 家庭での過ごし方について

学齢が上がるにつれ「家で勉強している」割合が高くなるものの、テレビをみたり、ゲームしたりして過ごす子どもも一定割合存在している。子どもたちが家庭で過ごす時間は多いことから、子どもが無目的に過ごすことがないう、家庭の教育力のさらなる向上が求められる。

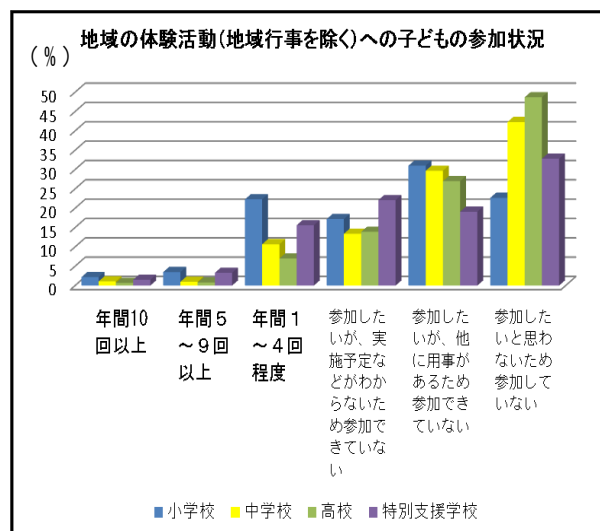
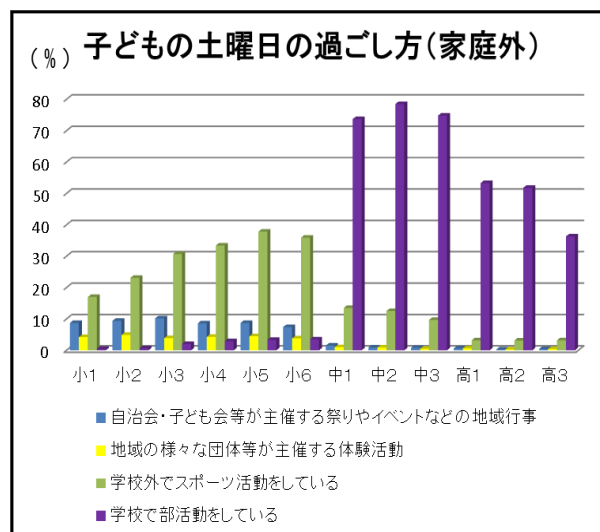


イ 家庭外での過ごし方について

小学校では「学校外のスポーツ」、中学校及び高校では「部活動」が家庭外での主要な活動の場となっている。

地域行事には少ないながらも小学生の参加が見られるが、地域での体験活動については、「参加したいが、実施予定などがわからないため参加できていない」との回答も一定数存在しており、全体として参加している児童生徒は非常に少ない。

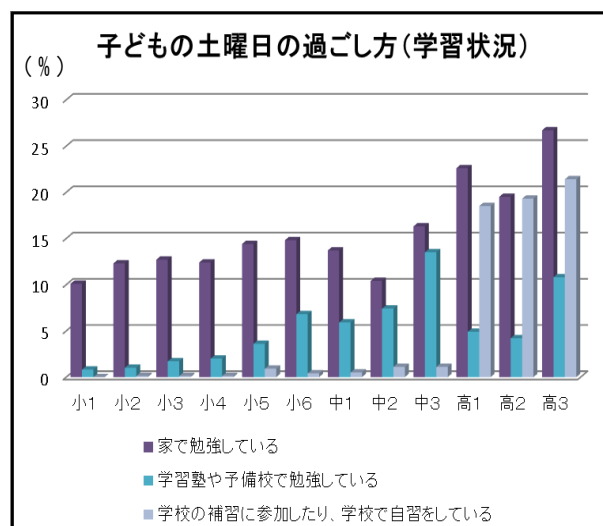
このように、地域社会での生活時間が少ないことから、地域連携の強化が必要と考えられる。



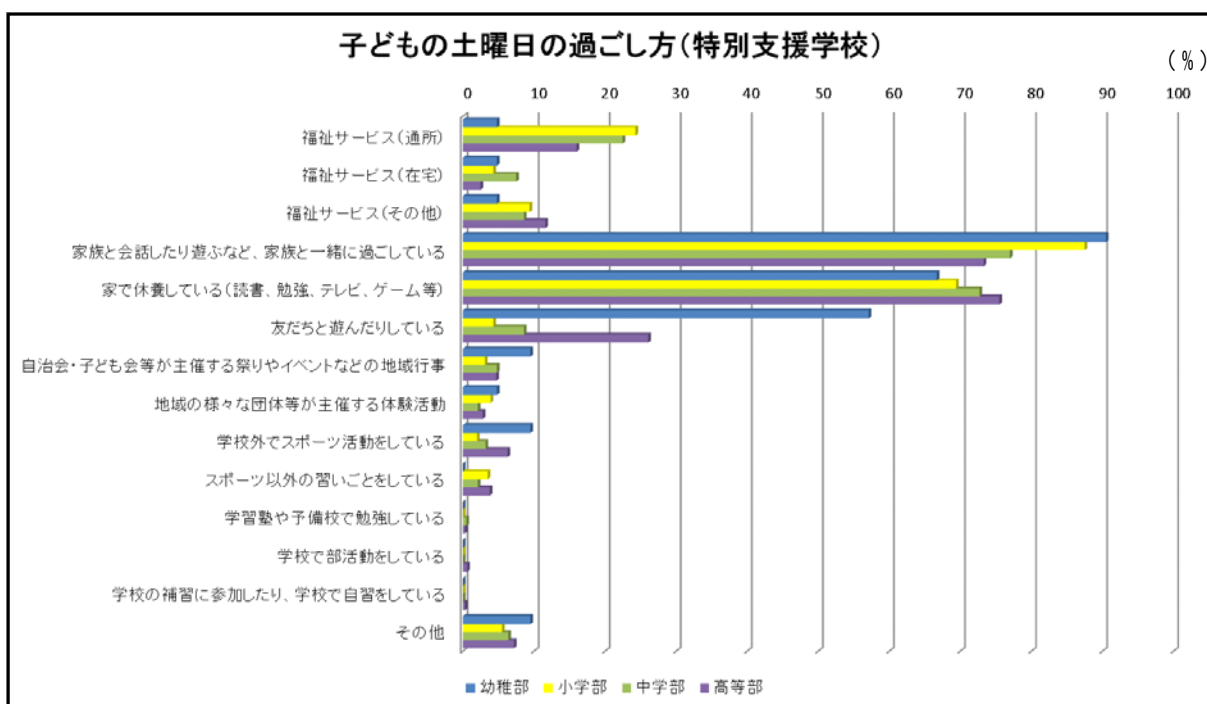
ウ 学習の状況

小・中学校では学習時間が少ないが、高校では学校の補習に参加したり自習をしたりする生徒が一定数存在しており、土曜日の取組がある程度定着している。

このため、小・中学校では生きる力の育成を図るためにも、土曜日をより有効に過ごすための取組の余地がある。



エ 特別支援学校児童生徒の土曜日の過ごし方



特別支援学校に通う幼児、児童生徒の約80%が家庭で保護者と共に過ごしており、「友達と遊んだりしている」との回答は小・中学部で低い。

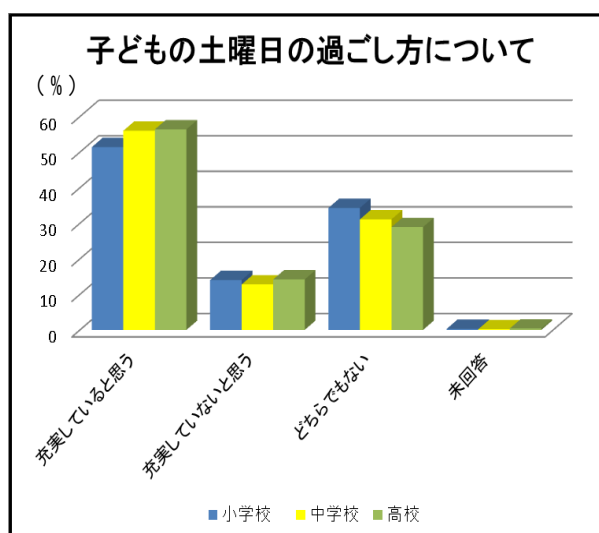
また、幼稚園部では地域行事、学校外でのスポーツ活動への参加が見られるが、地域の体験活動に参加している児童生徒は非常に少ない。

通所・在宅等の福祉サービスの利用がある一方、部活動や補習等、学校での活動はほとんどない状況である。

(4) 保護者の意識

子どもの土曜日の過ごし方について「充実している」と回答した保護者は、すべての校種で50%を超えた。

「充実している」と回答した保護者の子どもの土曜日の過ごし方は、「部活動・学校外でスポーツ活動」や「家族と一緒に過ごしている」が多い。一方で、「充実していない」と回答した保護者の多くは、子どもが「家でテレビを見たりゲームをしている」と回答している。



教育行政に求める取組としては、「充実していない」と回答した保護者の大部分が、「学校で授業をしてほしい」「学校で補習や自習をしてほしい」と回答しており、「充実している」と回答した保護者からも、土曜日に学校で授業等の取組をすることに一定割合の希望がある。全体としても、約7割の保護者が土曜日に何らかの取組を実施してほしいと感じており、その中でも学校での授業や補習・自習への要望は多い。

子どもの土曜日の過ごし方について、「充実していると思う」「充実していないと思う」と回答した保護者の「子どもの普段の土曜日の過ごし方」についての回答状況

<小学校>

「充実していると思う」(小学校全体の51.4%)		
1	70.7%	家族と一緒に過ごしている
2	47.4%	近所の友だちと遊んでいる
3	41.5%	学校外でスポーツ活動をしている

「充実していないと思う」(小学校全体の14.0%)		
1	76.3%	家でテレビを見たりゲームをしている
2	60.2%	家族と一緒に過ごしている
3	47.0%	近所の友だちと遊んでいる

<中学校>

「充実していると思う」(中学校全体の56.0%)		
1	79.5%	学校で部活動をしている
2	37.4%	家族と一緒に過ごしている
3	28.9%	家でテレビを見たりゲームをしている
4	28.2%	近所の友だちと遊んでいる

「充実していないと思う」(中学校全体の12.8%)		
1	72.9%	家でテレビを見たりゲームをしている
2	59.4%	家族と一緒に過ごしている
3	33.5%	近所の友だちと遊んでいる
3	33.5%	家でゆっくり休養している

<高校>

「充実していると思う」(高校全体の56.4%)		
1	62.4%	学校で部活動をしている
2	31.3%	家でゆっくり休養している
3	27.3%	家族と一緒に過ごしている

「充実していないと思う」(高校全体の14.2%)		
1	72.6%	家でテレビを見たりゲームをしている
2	55.2%	家でゆっくり休養している
3	30.3%	家族と一緒に過ごしている

子どもの土曜日の過ごし方について、「充実していると思う」「充実していないと思う」と回答した保護者の「子どもの普段の土曜日の過ごし方について、今後教育行政にどのような取組を求めるか」についての回答状況

<小学校>

「充実していると思う」(小学校全体の51.4%)		
1	45.5%	現状の取組のままでよい
2	31.1%	学校で授業をしてほしい
3	19.1%	学校で補習や自習をしてほしい

「充実していないと思う」(小学校全体の14.0%)		
1	75.5%	学校で授業をしてほしい
2	41.7%	学校で補習や自習をしてほしい
3	19.8%	地域と学校が連携した取組を充実してほしい

<中学校>

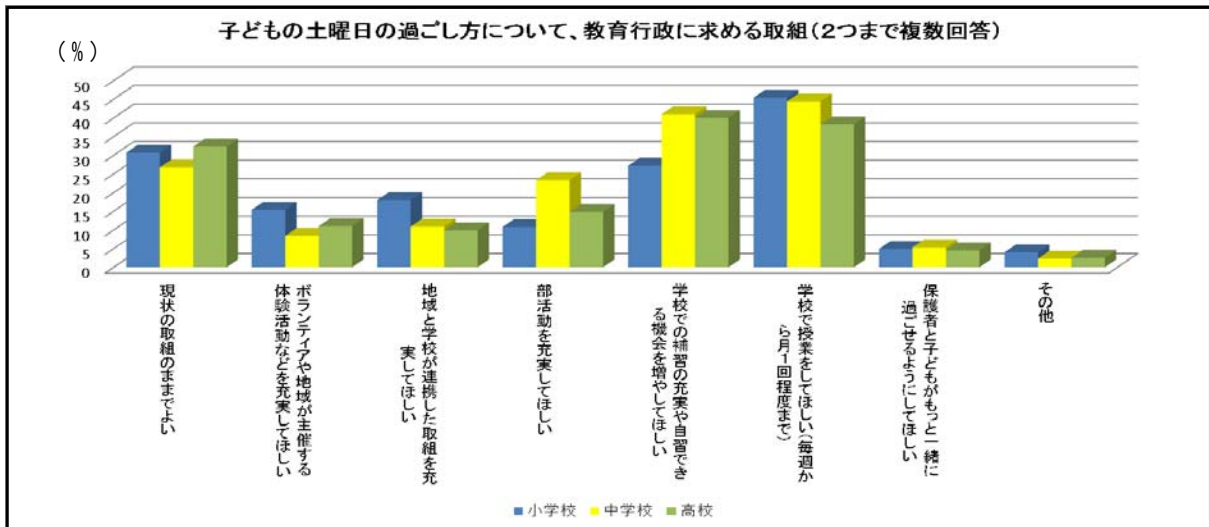
「充実していると思う」(中学校全体の56.0%)		
1	37.9%	現状の取組のままでよい
2	34.5%	学校で授業をしてほしい
3	33.3%	学校で補習や自習をしてほしい

「充実していないと思う」(中学校全体の12.8%)		
1	69.0%	学校で授業をしてほしい
2	58.7%	学校で補習や自習をしてほしい
3	21.0%	部活動を充実してほしい

<高校>

「充実していると思う」(高校全体の56.4%)		
1	43.0%	現状の取組のままでよい
2	32.3%	学校で補習や自習をしてほしい
3	27.9%	学校で授業をしてほしい

「充実していないと思う」(高校全体の14.2%)		
1	63.2%	学校で授業をしてほしい
2	52.8%	学校で補習や自習をしてほしい
3	15.8%	地域が主催する体験活動を充実してほしい

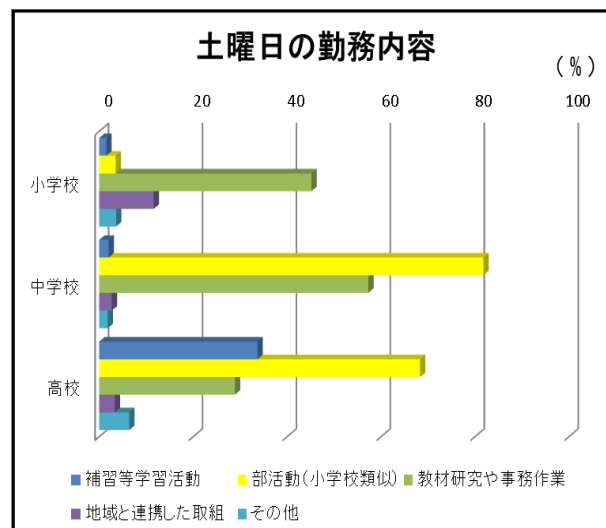
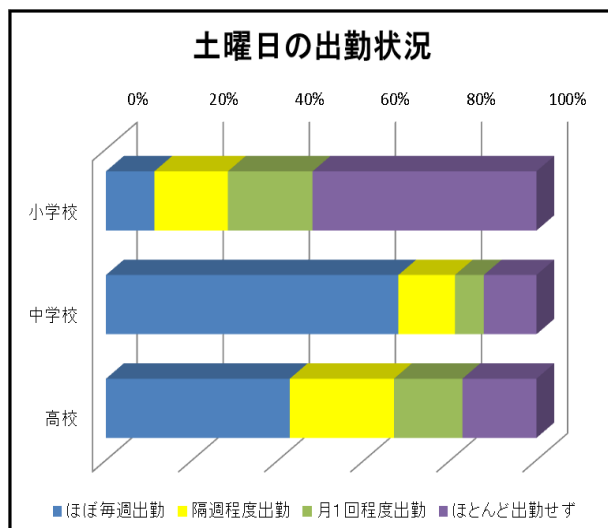


子どもの土曜日の過ごし方について、教育行政に求める取組(特別支援学校保護者・自由回答)

- ・土日は休みと子どもも受け止めているので、家で過ごしたり外出したり予定が立てやすい。
- ・平日にはゆっくりできない趣味をしたり、スポーツジムへ行ったり、家族と外出したり、今まで通りでよいと思う。
- ・福祉サービスは全く家族と別行動なので、親子の外出をサポートしてくれる福祉サービスがほしい。
- ・福祉サービス利用で自立を促したい。
- ・肢体不自由児が参加できる体験活動がない(身体障害者の参加が想定されていない)。
- ・地域行事はできる範囲で参加しているが、手がかかるので参加に迷う。負担にならないのであれば参加したい。
- ・親子又は地域の子どもたちとふれあえる企画(遊び、工作、スポーツ、音楽堂でのコンサートなど)。
- ・市町村主催で障害理解のあるボランティア中心による体験活動や地域の方とふれあう機会。
- ・読書、体力づくり、科学体験、写生会、地域清掃等みんなで楽しくゆったり過ごせる機会。
- ・学校の授業。
- ・学校を開放して楽しく過ごすこと(お金がかからない、気兼ねが要らない、ゆったり遊べる場所の提供)。
- ・生徒同士で勉強し合える子ども学習会などの集まり。
- ・今まで通りの福祉サービス利用に隔週で学校があればよい。

特別支援学校の保護者については、福祉サービス、地域社会、学校それぞれに対して多様なニーズが見られる。地域の体験活動等については、障害の程度や家庭の状況等にマッチすれば参加のニーズは十分あるものと考えられる。また、学校については、施設開放等の要望もあり、安心できる場として認識されている。

(5) 教員の勤務実態・意識

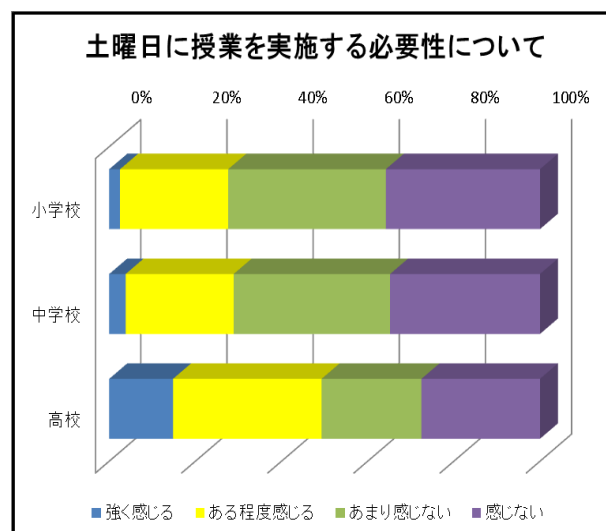


土曜日の出勤状況については、小学校の教員は「ほとんど出勤せず」が過半数であるが、半数近くの教員が最低月1回程度以上は出勤している。

一方、中学校及び高校では生徒の登校も多く、ほとんどの教員が月に1回以上、土曜日に勤務している。中学校では部活動や教材研究、高校では部活動や教材研究に加え、補習等の学習活動のための勤務が多い。

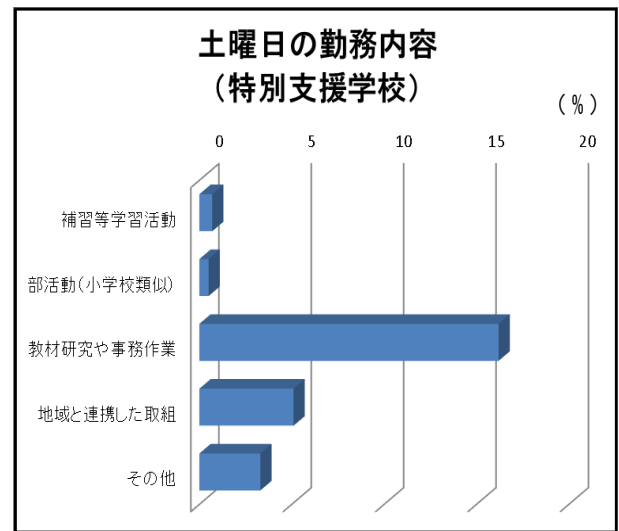
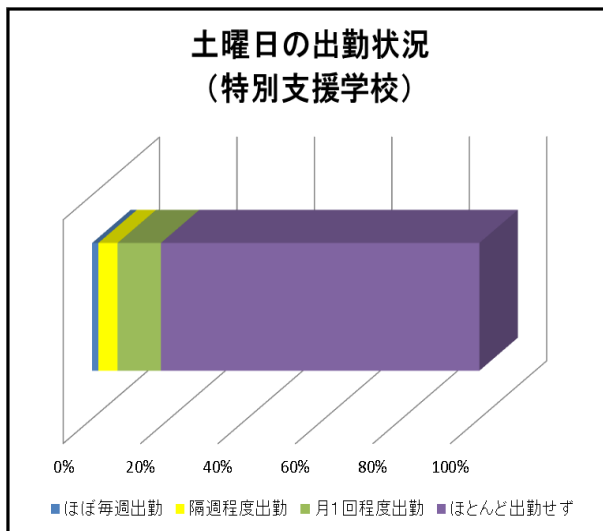
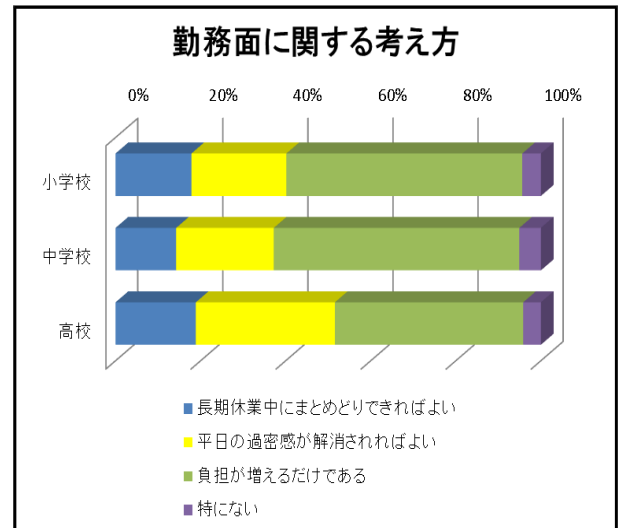
土曜日に授業を実施する必要性については、小・中学校及び高校において、必要と感じている教員が一定の割合で存在している。

土曜日に勤務することとなった場合の勤務面に対する考え方については、負担を感じる教員の割合が高いが、一方で平日の過密感の解消につながるのであればよいと考えている教員も一定の割合で存在する。

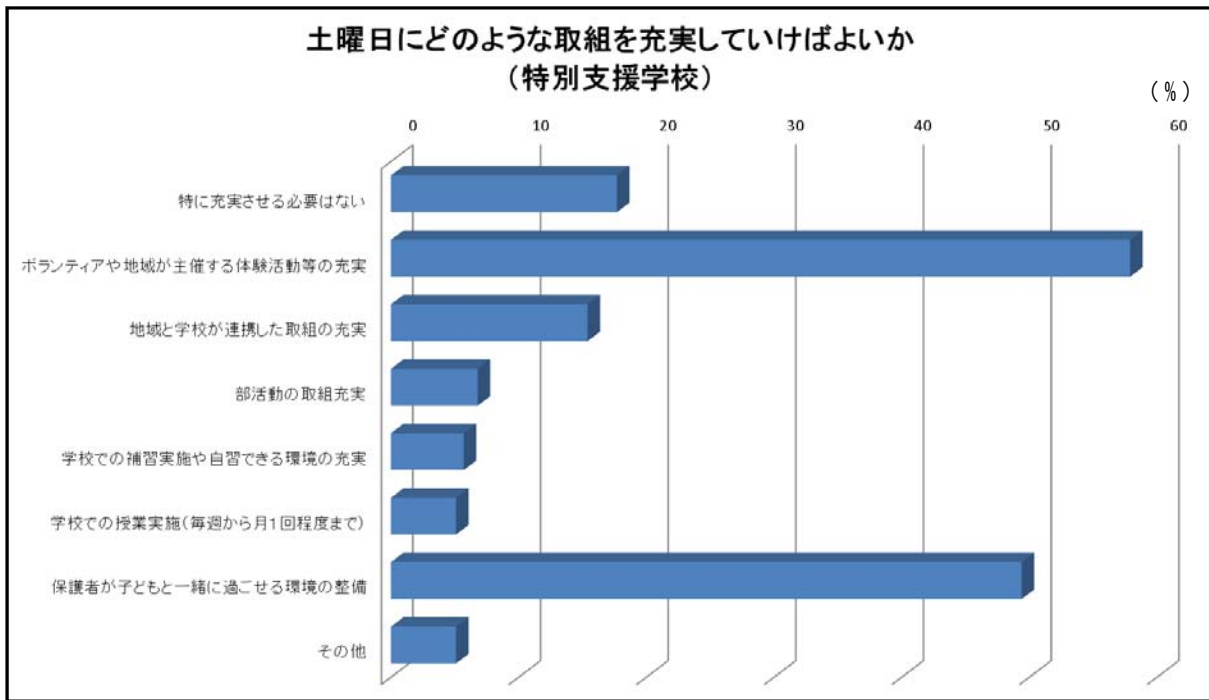


また、いずれの校種においても長期休業中に休みをまとめて取りするよりも、平日の過密感の解消を希望している割合が高い。

以上から、土曜日を有効活用し教員の負担軽減を図る中で、子どもと向き合う時間の確保につながる取組を検討することが必要である。



特別支援学校の教員における土曜日の出勤状況については、「ほとんど出勤せず」との回答が約8割、「月1回程度」が約1割である。勤務の主な内容は「教材研究や事務作業等」であり、補習等の学習活動や部活動よりも地域と連携した取組の方が多



また、今後の土曜日を活用した教育の在り方については、多くの教員が、「ボランティアや地域が主催する体験活動等の充実」や「保護者が子どもと一緒に過ごせる環境整備」の必要性が高いと考えている。

(6) 学校週5日制における教育活動等の現状を受けて

以上、土曜日の地域での体験活動等の状況や学校における教育活動、子どもたちの生活実態や保護者の意識等の現状について示してきた。

家庭や地域社会、学校で様々な工夫した活動が行われており、子どもの土曜日の過ごし方について、保護者も概ね充実していると感じている状況にあるといえる。

一方で、家庭、地域社会、学校のそれぞれにおいて課題もみられるところである。

家庭においては、2(3)の「ア 家庭での過ごし方について」において述べたように、小学生から高校生まで、テレビを見たり、ゲームをしたりして過ごしている子どもが一定の割合存在している実態がある。

また、地域社会においては、学校週5日制の完全実施以降、各地域で様々な団体を中心となり、体験活動やスポーツ活動が実施され、充実・定着してきている一方、2(3)「イ 家庭外での過ごし方について」において示したとおり、小学生から高校生までを通じて、地域での体験活動等に参加している児童生徒の割合は、非常に少ない状況にある。

このような状況を見ると、現在の家庭、地域社会、学校で行われている教育活動等が、学校週5日制が目指した趣旨を十分に実現しているとはいえず、府内各地域で現在行われている取組を活かしながら、土曜日における教育活動の充実を図る必要がある。

また、2(2)でも触れたが、府内の各学校では、子どもの発達段階や学年に応じた教育活動の計画の作成が困難な状況や教材研究の時間が設けられないなどの課題も見られる。このため、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ土曜日を活用した取組を行うことにより、柔軟な時間割の編成が可能となるとともに、家庭や地域社会との連携が一層推進され、子どもの発達段階に応じたより豊かでゆとりある教育活動が展開できるものと考えられる。

さらに、2(4)で触れたが、土曜日に学校での授業や補習・自習の実施を要望する保護者も多いことから、今後の土曜日における教育活動については、家庭、地域社会での取組とともに学校教育も含め、その役割や特性を活かした多様な教育活動を展開することが必要である。

3 土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動の推進について

(1) 基本的な考え方について

学校週5日制は、家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で生活体験や社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動などの様々な活動を経験する機会を増やすために実施され、府教育委員会においても

その趣旨の実現に向け、様々な取組が進められてきた。今後も学校週5日制の趣旨を踏まえ、京都の未来を創造する人づくりを進めていくためには、地域のつながりや人材、自然、伝統や文化などの「京都の力」を活かしつつ、学校、家庭、地域社会の連携協働による社会総がかりで取り組む教育をさらに推進することが必要である。

また、平成23年度から小学校で、平成24年度から中学校で、平成25年度から高校で全面実施される新学習指導要領においては、「生きる力」をはぐくむという理念のもと、思考力・判断力・表現力の育成の重視、伝統や文化に関する教育や道徳教育の充実などの基本的な考え方が示されている。併せて、教科等の授業時数の増加をはじめ、「つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習」や「観察・実験やレポートの作成など、知識・技能を活用する学習」などの教育内容が示されたところであり、こういった改訂の理念や教育内容の改善にしっかりと対応し、特色ある教育課程の編成に取り組むことが必要である。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの学校が地域住民の避難所として重要な役割を果たしたが、平素から学校と地域住民との関係づくりを進めている地域では避難所運営が円滑に進められるなど、人と人とのつながりやそれらの基礎となるコミュニティの重要性が改めてクローズアップされたところである。

府教育委員会でも『まなび教育推進プラン』において学校を中心とした地域の「絆」づくりにつながる取組を検討されているところであるが、「絆」をつくり、コミュニティの再構築を促す取組については、これまで地域社会で進められてきた取組の成果を十分に活かしながら、あらゆる機会を捉えて推進することが必要である。

また、平成23年1月、京都府の教育の基本理念や今後推進すべき施策の方向性を示す計画として『京都府教育振興プラン』が策定されたが、上に述べたような新たな教育環境の変化に的確に対応しつつ、「社会総がかりで取り組む教育」「幼児期から成人までを見通した教育」「京都の力を活かした教育」を力強く進めていくためには、

- 平常の教育課程に縛られない柔軟な教育活動が実施できること
- 子どもと保護者が共に学べる機会が増えること
- 地域住民をはじめ、平日ではつながれない、つながりにくい人々とつながれること

といった、土曜日の特性を活かし、学校、家庭、地域社会による様々な教育活動に取り組むことが有効であると考えた。これらを踏まえた上で、土曜日を活用した多様な魅力的な教育活動を進めるに当たり、具体的にどのように取り組むべきかを次に述べたい。

(2) 取組の方向性について

ア 土曜日における地域での体験活動等の充実について

地域での体験活動等が、学校週5日制における土曜日の子どもの教育に果たしてきた役割は大きい。

府内においても各地域で土曜日に様々な体験活動等が実施され、この10年間で定着・充実してきている。今後の土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動を進める上でもその役割は重要であり、地域での体験活動等の充実を図ることが必要である。

しかしながら、先に実施したアンケート調査結果では、小・中学生及び高校生の各段階で体験活動に参加したいというニーズがあるものの、体験活動への参加に結びついていないなどの課題が見られたところである。

また、中央教育審議会の答申（平成20年1月17日）において、「地域と連携したり外部人材などを活用して、総合的な学習の一環として課題解決型の学習や探究活動、体験活動などを行う場合には、土曜日を活用することが考えられる。」とされており、このような観点から地域での体験活動の実施主体と学校が連携した取組を進めることも重要である。

ここでは、今後、府内の各地域で実施されている体験活動等への子どもたちの参加を促進し、地域社会の中で「生きる力」をはぐくむため、

- ①どのような観点から体験活動等を進めていくのか
- ②アンケート調査結果を踏まえ、どう工夫改善していくのか
- ③土曜授業等が実施された場合の地域の体験活動をどう充実していくのか

の3つの観点から工夫改善の方策を示すこととした。

なお、詳細については、附属資料「分科会まとめ」（『土曜日における地域の体験活動等の在り方』分科会）を参照されたい。

(7) 子どもの発達段階・生活実態に応じた参加形態・内容等の工夫

子どもたちが体験活動を通じて、地域の人との関わりの中で社会性を身に付け、「生きる力」をはぐくんでいくためには、小学生から高校生まで一律に体験活動への参加を促進するのではなく、発達段階や生活実態に応じて、事業内容や参加形態を工夫することが必要である。

例えば、小学生段階では、まず、体験活動に参加すること自体を重視し、家族やクラスの仲間と一緒に参加できるような工夫や子どもの興味をひく内容にするなどの工夫により、子どもたちの継続的な参加につながると期待できる。

また、中学生及び高校生段階では、多くの生徒が土曜日に部活動に参加していることから、学校と連携し、部活動や生徒会などの単位で参加するような工夫をするとともに、内容についても、体験活動の企画運営や参加者への指導補助にあたるよう工夫することで、活動への参画による達成感などを得られ、継続的な参加につながると期待できる。

このように、子どもの発達段階に応じて参加形態や事業内容を工夫し、地域での

体験活動を通じて、社会性や規範意識など「生きる力」の育成を図ることが重要である。

(イ) 保護者や子どものつながりに着目した周知方法等の工夫

保護者対象のアンケート調査結果から、「参加したいが、実施予定などがわからないため、参加できない」という回答が、特に小学校低学年で多く、地域での体験活動の周知体制が不十分であることが伺える。

このため、地域の自治会やメディア、PTAなど既存の団体や組織を活用し、回覧板や電子メールを利用するなど、保護者や子どもとのつながりに着目した連絡体制の充実を図ることにより、実施予定を保護者や子どもたちに確実に周知し、参加したいと考えている子どもや保護者の参加促進につなげる必要がある。

特に、小学生に対しては学級担任、中学生や高校生に対しては部活動顧問からの呼びかけが効果的であると考えられるが、学校と主催者が連携し、クラス単位や部活動単位で参加させることも考えられる。

(ウ) 興味に応じて選択し、参加できる情報提供方法の工夫

現在、土曜日には、様々な団体が主催となった体験活動等が実施されており、自然・社会・スポーツといった様々な体験活動についての情報を収集し、子どもや家庭に提供することで、子どもや保護者が興味・関心や生活サイクルに応じて参加でき、体験活動への参加向上につながることを期待できる。

このため、各地域の実態に応じて、「京のまなび教室」や「学校支援地域本部」などの主催団体が中心となり、地域社会における活動情報を取りまとめる体制づくりや、参加者と受け入れ先との調整を行うなど、地域での活動をコーディネーターできる地域人材の育成を進めることも必要である。

(イ) 土曜授業等の実施を活かした地域での体験活動等の充実方策

先に述べたように、中央教育審議会答申においても学校週5日制における土曜日の活用の有効性が示されている。土曜日に授業等が実施された場合には、学校教育活動と連動させて地域での体験活動を実施するなどの工夫により、学校教育活動から体験活動への参加という流れが作りやすくなり、地域の体験活動への参加が促進されると考える。

一方で、土曜授業などの学校教育活動の実施が、各地域で実施されているスポーツ活動や体験活動等の後退につながる危険性もあり、土曜日の学校教育活動の実施に当たっては、これらの団体と十分な調整、連携を行うことが必要である。

学校と地域の団体が相互に協力しながら、学校教育及び社会教育の枠を越えた活動が展開できるように、地域や学校の状況を踏まえて工夫することが必要である。

イ 土曜日における学校教育の在り方について

土曜日における学校教育活動については、これまでも、各学校において児童生徒の実態や保護者、地域住民のニーズに応じた様々な取組が実施されており、今後もその成果と課題を踏まえつつ、土曜日ならではのより効果的で魅力的な教育活動を進めていくことが重要である。

ここでは、家庭の教育力のさらなる向上、学校と地域が連携した取組の強化、柔軟で弾力的な教育活動の展開につながる学校教育活動のモデル例について示すこととする。

それぞれのモデル例については、教育課程上のどの教育活動に位置づけられるかという観点から、

A：授業

B：特別活動

C：課外活動

の3つに区分するとともに、それぞれの活動に教員、児童生徒、保護者及び地域住民がどのような役割で参加するのかという観点から、

1：教員→児童生徒

2：教員→児童生徒、保護者

3：教員、保護者、地域住民→児童生徒（保護者）

4：教員、児童生徒→保護者、地域住民

5：教員、保護者、児童生徒、地域住民

の5つに分け、体系的にまとめたものである。

内容は次のとおりであるが、それぞれのモデル例が、

①家庭の教育力のさらなる向上

②学校と地域が連携した取組の強化

③柔軟で弾力的な教育活動の展開

のいずれの具体的な方策につながるものかも併せて記載している。

モデル例については

- ・名称
- ・教育課程内外の位置づけ
- ・児童生徒の参加イメージ
- ・対象学年
- ・年間回数
- ・内容
- ・参加形態
- ・その他（留意事項）
- ・期待される効果

- ・実施上の課題
- ・教員の勤務負担軽減の工夫と留意点

をまとめており、詳細については、附属資料「分科会まとめ」（『土曜日における学校教育の在り方』分科会）を参照されたい。

なお、このモデル例はあくまでも取組の参考として示したものであり、実践に当たっては、この内容を参考にしつつ、学校や地域の状況に応じ、内容を工夫して実施することが重要であると考ええる。

これらのモデルを手がかりとして、府内各地域で学校と家庭、地域社会が連携して土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動が展開されることにより、結果として家庭の教育力が向上し、学校、家庭、地域社会のつながりが強まり、家庭や地域での教育活動への参画が促進されるとともに、地域社会全体の活性化にもつながるものと考ええる。

(7) A-1 「もうひとつの小さな研修旅行」

職場体験はこれまで平日に行われていたが、土曜日に実施することにより、サービス業など多様な業種の体験が可能となる。事前学習や体験後の報告会を一連の流れとして実施するが、特に体験報告会に下級生や保護者、体験先の方を招待することにより、効果が高まると考える。

(4) A-2 「公開授業」

従来の保護者参観を公開授業とし、対象をPTAや学校評議員、地域住民に拡充する。また、小学校の場合は地域の園児、中学校の場合は小学生を対象とすることにより、学びを通じた縦と横のコミュニケーションが可能となる。

(5) A-2 「保護者参加型授業」

保護者と子どもが共に学ぶ機会の提供は、家庭の教育力向上に大きく寄与するとともに、子どもが「包み込まれているという感覚」を実感するよい機会となる。また、保護者の特技を活かした授業や教材作成など、保護者と協働の取組を進めることにより、保護者と学校の信頼関係の構築や生涯学習社会の実現にもつながる。

(1) A-4 「学習成果発表会」

公開授業に類するが、経験したことを報告する活動や考えたことを説明したり他の子どもと意見交換したりする活動に重きを置いた。保護者や地域住民など、教員以外の評価者の前で発表することで学習意欲が高まるなど、平常の授業とは異なる、土曜日ならではの効果が期待できる。

(オ) A-5 「秋のフェスティバル」

幼保小の他校種連携により、小1プロブレムの解消など、学校生活への適応をねらいとした取組である。土曜日に実施することにより、子どもの心身の発達や学習の連続性を重視した教育活動を学校、家庭、地域社会が連携して進めることが可能となる。年に1度の行事という共通の目標に向かって取り組むことで、コミュニティの活性化にもつながる。

(カ) B-2 「スクール・ライフ・ガイダンス」

これまで児童生徒を対象に行っていたオリエンテーションを、土曜日に実施することで、保護者も参加する取組として内容の充実を図る。児童生徒の学校生活は、保護者世代の学齢期の過ごし方と異なることも多く、こうした取組は子どもの学習や生活に関する共通理解につながり、保護者の学校への信頼感も高まると考える。

(キ) B-3 「子ども見守りウイーク(通学路安全確認DAY)」

平日は多くの地域で通学路の安全を見守る活動が行われているが、土曜日に実施することで保護者や地域住民の幅広い参加が可能となる。このような見守り活動を継続的に行うことにより、子どもたちが実感する「包み込まれているという感覚」をコミュニティとして熟成することにつながる。

(ク) B-3 「チャレンジ! 体力測定」

保護者と児童生徒が共に運動する機会を増やすことで、体力や運動能力の向上に関心を持ち、日常的に親子で運動に親しむきっかけとなる。また、互いの測定結果を共有することで、保護者と児童、生徒が共に健康増進に興味関心を持つことにより、運動・食事・休養に関する生活習慣等、健康管理に関する家庭の教育力の向上につながると思う。

(ケ) B-4 「学校招待会」

学校を紹介するという観点に特化することで、家庭や地域社会とつながり、信頼される学校づくりを推進できるとともに、他校種の児童生徒の参加方法によっては、校種間連携のきっかけともなる。

また、児童生徒が自校を紹介する取組に参画することで、学校を誇りに思うことにつながるものとする。

(コ) B-5 「防災マップづくり」

東日本大震災後、地域の防災への関心は高まっており、また、避難施設等としての学校の役割もクローズアップされている。そうした中、防災マップづくりな

ど、防災意識の向上に寄与する活動を土曜日に実施し、学校と地域が一体となって取り組むことは非常に意義深く、地域全体の防災能力の向上につながると考える。

(イ) C-1 「補習アラカルト」

土曜日に実施することで、児童生徒の習熟の度合いや興味・関心など、個に応じた学習メニューを提供できることとなり、主体的に学習する意欲や態度の育成や学習習慣の定着などに、高い効果があると考えられる。

(ロ) C-3 「土曜振り返り学習(どよスタ)」

内容としては「補習アラカルト」と同様であるが、地域によっては高校生や大学生などをボランティアとして積極的に活用したり、府教育委員会が実施する「中1振り返り集中学習『ふりスタ』」制度を活用することで、社会総がかりで子どもの学習を支援する取組が可能となる。

(ハ) C-4 「文化・スポーツ交流」

文化やスポーツを通じた異世代交流はこれまでも実施されているが、特に中学生や高校生が部活動単位で指導・補助に当たることで、日頃の成果を発揮する絶好の機会となるとともに、子どもたちが部活動をはじめ将来の学校生活にあこがれを持つといった効果があると考えられる。

(ニ) C-5 「〇〇中学校『絆』祭り」

授業や課外活動などの学校教育活動のほかにも、地域社会が中心となり、学校施設を利用して子どもの教育を支援する活動も考えられる。また、地域住民の多様な生涯学習の成果を活用できる取組などにより、地域の教育力を高め、地域社会で子どもを育てる環境整備を進めることができる。

ウ 教員の勤務環境の改善について

土曜日を活用した教育の在り方を検討するに当たっては、何よりも、子どもたちによりよい教育を提供するために、府教育委員会としてどのような取組を行うべきかという観点で検討し、提案したところである。

しかしながら、文部科学省の調査で教員の勤務実態が明らかになるとともに、中央教育審議会の答申においても教員の勤務負担軽減のための方策が提言されており、府教育委員会は教員の勤務環境の改善についても責任ある立場にある。

土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動を実践するに当たっては、教員の今以上の多忙化につながらないよう、また、土曜日を活用することで平日の過密感を軽

減し、長期的には教員の勤務環境の改善につなげる手段として活用する方法等を研究しなければならない。

このような観点から、教員の勤務環境の改善等につながる取組について、次に述べることとする。

なお、詳細については附属資料「分科会まとめ」（『教員の勤務環境の改善に向けた法制度等の検討』分科会）を参照いただきたい。

(ア) 週休日の振替先の確保について

土曜日は勤務時間が割り振られていない週休日であり、土曜日に教員を勤務させる場合、他の平日を週休日とし、土曜日に勤務時間を割り振る、いわゆる「週休日の振替」を行うこととなる。その際には、関係条例や規則等に基づき、適切に「週休日の振替」を行うものであるが、前提として、平日に「週休日の振替」先が確保できていることが必要であり、そのためには次のような確保策についての工夫が必要と考える。

○長期休業期間中に振り替える

夏季休業期間の日数、校内研修や市町（組合）教育委員会・府教育委員会研修の精選、学校閉鎖期間の設定・延長について検討するとともに、半日単位の振替や三者面談の実施時期について工夫するなど、授業のない長期休業期間中に「週休日の振替」先を確保する。

○課業期間中に振り替える

平日の午後の授業を土曜日に移行し、授業終了後、完全下校とすることで平日の午後を「週休日の振替」先とすることができ、同一週内の振替が可能となる。

ただし、給食や学級活動、清掃など、授業が午前にも終わっても児童生徒が午前中に帰ることは難しい場合があることから、授業時間や授業時数を短縮等するなど午前の半日勤務となるような工夫が必要である。

(イ) 平日の過密感の軽減について

(ア)において、平日の午後の授業を土曜日に移行し、その日を午前の半日勤務とすることに触れたが、この午後の時間を職員会議や教材研究に充てることで、平日の過密感を軽減するということも考えられる。

また、総合的な学習の時間や2時間の連続授業などを土曜日に移行することで、平日の教材研究の効率が高まるなどといったことも考えられる。

(ウ) 勤務上特に配慮が必要な教職員への対応について

「週休日の振替」先が確保できる場合であっても、育児や介護のため土曜日に出勤することが困難な場合があり、ライフスタイルに大きな影響が生じないように、勤務について配慮することが必要である。

また、非常勤職員は制度として「週休日の振替」がなく、勤務時間を雇用時に割り当てることとなるが、このような場合には、雇用時に勤務条件を明示する際にあらかじめ、出勤が必要な土曜日と、その分の平日の勤務時間を減じる日を明示することが必要となる。

(イ) その他

土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動を実施するに当たっては、既存の取組を有効に活用したり、新しい取組を行う場合には既存の事業を見直すなど、「スクラップ&ビルド」の視点を持ちながら進めることが必要である。

また、「学校支援地域本部」、「京のまなび教室」のほか、地域の人々と連携していくに当たっては、関係機関との調整や活動の企画・提案など、交流・連携の推進を担うコーディネーターを確保することが重要である。

府教育委員会としても、コーディネートできる人材確保に向けての支援や総合的な教員の勤務環境の改善について今後も取り組まれることが必要である。

(3) 取組の推進に当たっての留意点について

取組の推進に当たっては、児童生徒や保護者をはじめ、地域や周辺の学校、その他多くの関係団体に影響を及ぼすことから、次にあげる点に十分留意しなければならない。

ア すでに土曜日を取組を実施している団体等との調整

現在、府内の各地域では、それぞれの状況に応じて、土曜日に様々な活動が展開されているところであり、それらの活動が土曜日の子どもたちの教育に果たしてきた役割は大きい。こうした取組が後退しないよう留意しつつ、土曜日を活用した教育を進めるためには、社会教育関係団体や社会体育関係団体等との十分な調整、連携を行うことが必要である。

例えば府大会等の大規模な公式戦であれば府教育委員会が、市内の大会であれば市教育委員会が調整するなど、調整に当たっては、団体の活動規模や活動地域、実施頻度等に応じて、府教育委員会や市町（組合）教育委員会あるいは学校がそれぞれのレベルで行うことになると考えられる。

イ 社会教育と学校教育の連携

地域の団体やNPOが主体となり、公民館や子育てセンターなどの施設では、体

験活動や絵本の読み聞かせなどの子どものための社会教育活動が数多く実施されているところである。

一方で、学校が主体となって土曜日を活用すれば、学校教育活動として実施することとなるが、社会教育と学校教育が連携することにより、大きな効果を発揮するものと考ええる。

例えば、モデル例としてあげたA-2「保護者参加型授業」を学校教育活動として実施した後、その授業の内容に沿った社会教育活動を実施するといった工夫が効果的と考える。

ただし、必ずしも社会教育と学校教育が連携する必要はなく、それぞれで多様な取組を実施することが重要であることはいうまでもない。

なお、社会教育活動と学校教育活動では、その専門性が大きく異なるため、それぞれの取組を進めるに当たっての行政的支援が明確に区切られる場合が多いが、土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動を推進するに当たっては、社会教育、学校教育といった既存の枠にとらわれない総合的な支援を行うことが必要である。

ウ 学校、家庭、地域の相互理解

学校週5日制の完全実施からすでに10年が経過しており、家庭においては、土曜日に子どもが登校しないことを前提とした、生活サイクルや生活スタイルが定着しているものと思われる。また、地域において土曜日に様々な活動が行われている状況は前述のとおりである。こうした状況を踏まえ、学校及び府・市町（組合）教育委員会は、土曜日を活用し教育を実施する際に、その趣旨と目的を十分に説明していくことが重要である。

一方で、教育基本法第13条にもあるとおり、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」ことを学校と家庭、地域が理解し、それぞれの立場、役割の中で、相互に工夫しながら取組を進めることが重要であり、また、お互いが無理のない範囲で取り組んでいくことが、結果として、地域全体で子どもたちを包み込みはぐくむ素晴らしい教育環境を提供できることとなると考える。

エ 府立高校での取組

3(2)では、モデル例など、土曜日を活用した具体的な教育活動を示したが、それらは主に小・中学校での取組を述べたものである。

これまでも小・中学校ではモデル例のような取組が一部で実施されており、また、特に中学校では部活動が活発に行われているところである。

府立高校においては、こうした取組に加え、土曜日の補習や学校施設等を活用した地域社会との連携事業など、学校ごとに特色ある取組がかなりの頻度で実施されており、定着している状況にある。

今後は、現状を踏まえつつ、3(1)に示した基本的な考え方にに基づき、教育課程に位置づけた授業や学校の実態や生徒・保護者のニーズに応じた、地域連携や大学連携などの様々な取組を土曜日に実施することにより、より豊かで特色ある教育活動を展開することができると思う。

オ 府立特別支援学校での取組

府立特別支援学校に通学する児童生徒の保護者へのアンケート結果では、2(4)にもあるとおり、土曜日の過ごし方について多様なニーズがあったところであり、これまで進めてきた地域社会や福祉関係団体、その他の関係団体との連携をさらに推進することが重要となる。

また、土曜日に実施されている様々な体験活動には、内容によっては特別支援学校の児童生徒が参加可能なものや、活動メニューを工夫することにより参加が可能となるもの、あるいは移動時や活動時の付き添いなど、保護者をサポートすることによって参加が可能となるものもあると考えられる。今後は、あらゆる校種の児童生徒が参加できる取組の実現に向けた、仕組みづくりや体制の充実が求められる。

4 今後の展開について

これまで、土曜日における子どもの生活実態や保護者の意識を踏まえ、地域での体験活動等の充実、学校教育の在り方、さらには、教員の勤務環境の観点から、今後の土曜日を活用した教育の方向性や実施に当たって留意すべき事項について示してきた。

今後は、モデル地域における学校現場での実践研究を通じて、実施による効果や課題などを検証しながら、土曜日を活用した各地域や学校の状況に応じた多様で魅力的な教育活動の充実を図ることが必要であると考ええる。

なお、実践研究の実施に当たっては、先に示したモデル例を参考に、「家庭の教育力のさらなる向上」、「学校と地域が連携した取組の強化」、「柔軟で弾力的な教育活動の展開」を目的として保護者や地域住民の十分な理解を得るとともに、関係団体と連携して実施することが望ましい。

また、先に東京都の事例に対応する文部科学省見解にもあったとおり、学校週5日制の趣旨に反しないよう、月2回を上限として実施することが適当であると考ええる。

こうしたモデル地域での実践研究を進めるとともに、実践研究を通じて出てきた成果や課題をしっかりと踏まえ、府内各地域で土曜日に多様で魅力的な教育活動が展開されるよう、行政としてもサポート体制を整備することが必要であると考ええる。

おわりに

学校週5日制の完全実施から10年を迎え、この間、子どもたちが土曜日に過ごす場である家庭や地域社会も大きく変容してきており、その趣旨がどのように実現されているのか、現状をどう捉え、どう対応していくべきかという課題認識のもとに、平成23年5月の第1回検討会議以降、平成24年1月にかけて議論を重ね、今後の土曜日を活用した教育の在り方についての基本的な方向性について、ここに最終報告としてとりまとめた。

保護者をはじめ、学校支援に取り組む地域コーディネータなど、学校現場や家庭、地域で子どもの教育に様々な立場で深く関わっている各委員で構成された本検討会議では、毎回活発な議論を行い、精力的に検討を進めてきた。

また、土曜日における子どもの生活実態や教職員の勤務実態、保護者の意識についての調査を実施し、現状を十分に踏まえるとともに、課題ごとに分科会を設けるなど、様々な角度から議論を重ねてきたところである。

土曜日を活用した教育活動の実施に向けては、本検討会議での各委員の意見を踏まえ、今後、府教育委員会で検討されることを期待するところであるが、子どもたちに『京都市教育振興プラン』に示された「はぐくみたい力」（「展望する力」、「つながる力」、「挑戦する力」）をバランスよく育成するためには、モデル地域での実践を通じて、家庭や地域社会と学校との連携や教員の勤務環境などについての成果や課題を十分に検証することが必要である。

また、すでに、学校週5日制のもとで各地域で様々な取組が展開されてきているため、実践に当たっては、地域の状況を踏まえ、学校と家庭、地域社会が更に連携を強化し、相互の絆をより深める機会となるよう、取り組まれることを求めたい。

土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動については、平日と異なりより多くの保護者や地域住民が教育活動に関わることができ、家庭や地域社会の教育力の向上とともに、地域社会の活性化にもつながるものである。

今後、府教育委員会において、この「まとめ」の趣旨を活かし、土曜日を活用した多様で魅力的な教育活動が、各学校にとどまることなく地域社会の取組として具体的に展開されるよう、期待する。

府教育委員会や市町（組合）教育委員会をはじめ、教育関係者だけでなく、保護者や地域住民が連携した多様な教育活動が、府内各地域で展開され、明日の京都、我が国を担う人材の育成が図られることを願ってやまない。